

子ども・子育て会議の委員の皆様にご意見を伺うことについて（説明資料）

(1) 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に係る意見の聴取について

令和8年4月から法定の給付制度として乳児等通園支援事業が、開始されます。

町内施設では寒川湘南保育園と湘南こども園がこの事業を実施する予定で準備を進めているところです。

事業を実施しようとする事業者は、町から「認可」と「確認」を受ける必要があります。

「認可」は、町が条例で定める認可基準を遵守している施設であることを町が書類等で審査を行い、町が認可を行います。認可基準には、保育士配置基準や面積基準等があります。

「確認」は、町が条例で定める運営基準を遵守し、給付を受ける対象となる施設であることを町が確認する手続きです。

運営基準には、安全に保育をするためにやらなければならないことや保護者への説明、職員の資質向上のための研修など運営するにあたって必要な事項が定められております。

町が「認可」「確認」をするにあたって、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議の委員の皆様にご意見を伺うものですので、よろしくお願いいたします。

(2) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の承認について

町では待機児童や保育士不足解消などの課題の解決に向けて、国の補助を活用した事業を行っております。

国の補助の事業の中で、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体は、国からの財政支援を受けることができます。

その採択を受けるために必要な手続きとして、令和8年度から変更があり、子ども・子育て会議での「保育提供体制の確保のための実施計画」の承認が追加となりました。

町が行っている事業で採択を受けることができる事業は2つあります。

1つは利用者支援事業（特定型）で、町は平成31年4月から保育コンシェルジュを配置し、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行っております。

もう1つは保育士宿舍借り上げ支援事業で、保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、町では令和7年度から事業を実施しております。

資料5に「保育体制の確保のための実施計画」を添付しておりますが、保育士不足等地域課題

に応じた対策のためにこの2つの事業を実施することで、解消していくという計画としております。一番下の欄の待機児童数をご覧くださいますと、令和7年4月1日は2人、令和8年4月1日は4人と2人増えておりますが、事業の実施により次年度に向けて、保育士を確保し、待機児童数を減にしていこうと考えております。

今回の子ども・子育て会議において、委員の皆様にご承認を頂きたく、ご意見等をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。